

港長公示第 7-102 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 21 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海域において、花火の打上げが行われるため、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く。）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

- （１）令和 7 年 5 月 24 日（土）17 時 00 分から花火の打上げが終了し、安全が確認されるまでの間（同日 21 時 00 分を予定）
- （２）同月 25 日（日）17 時 00 分から花火の打上げが終了し、安全が確認されるまでの間（同日 21 時 00 分を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及びイとへを結んだ線により囲まれた海面

- イ、北緯 35 度 37 分 59.61 秒 東経 139 度 46 分 2.82 秒
- ロ、北緯 35 度 37 分 56.38 秒 東経 139 度 46 分 9.88 秒
- ハ、北緯 35 度 37 分 46.65 秒 東経 139 度 46 分 7.54 秒
- ニ、北緯 35 度 37 分 43.24 秒 東経 139 度 45 分 58.76 秒
- ホ、北緯 35 度 37 分 44.78 秒 東経 139 度 45 分 54.35 秒
- へ、北緯 35 度 37 分 53.78 秒 東経 139 度 45 分 53.71 秒

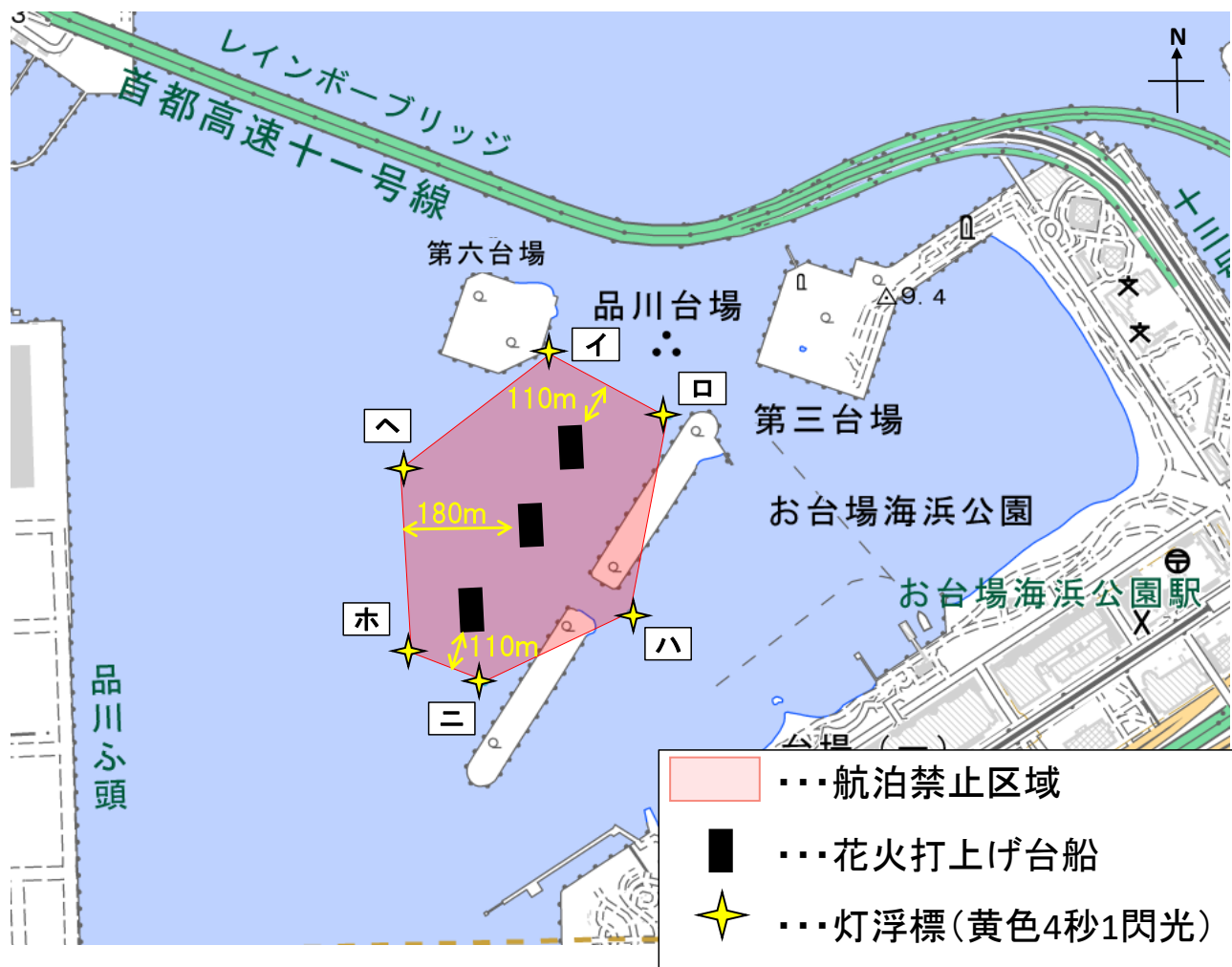
3 標識

前記 2 の各地点に黄色塗灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 6 基設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺海域に警戒船が配備される。

別図



次の各地点を順次結んだ線及びイとへを結んだ線により囲まれた海面

イ、北緯35度37分59.61秒 東経139度46分2.82秒
ロ、北緯35度37分56.38秒 東経139度46分9.88秒
ハ、北緯35度37分46.65秒 東経139度46分7.54秒
ニ、北緯35度37分43.24秒 東経139度45分58.76秒
ホ、北緯35度37分44.78秒 東経139度45分54.35秒
ヘ、北緯35度37分53.78秒 東経139度45分53.71秒